

こうち未来基金運営委員会設置要綱

特定非営利活動法人 NPO 高知市民会議
2022 年 8 月 17 日施行

(目的)

第 1 条 この要綱は、特定非営利活動法人 NPO 高知市民会議（以下「NPO 高知市民会議」という。）が特定の企業や個人ではなく、幅広い一般市民からの寄付によって成り立つ公共的な社会貢献機関であるコミュニティファンド「こうち未来基金」を効率的かつ効果的に運営するために設置する「こうち未来基金運営委員会」（以下「運営委員会」という。）の組織、運営に関する必要な事項を定める。

(役割)

第 2 条 運営委員会は、NPO 高知市民会議が設置し運営するこうち未来基金に関する次の各号に関し、NPO 高知市民会議理事長の求めに応じ、意見を述べるものとする。

- (1) こうち未来基金による NPO・社会貢献団体への助成に関すること
- (2) こうち未来基金の促進に関すること
- (3) その他

(組織)

第 3 条 運営委員会は、NPO 関係者、企業関係者等で構成し、NPO 高知市民会議理事長が委嘱する。委員のうち過半数は、NPO 高知市民会議の会員でなければならない。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 運営委員会に、委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を統括し、運営委員会の議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員の補充または増員による任期途中からの委員の任期は、所定の任期の残任期間とする。
- 3 委員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでの間は、その任にあるものとする。

(会議)

第 6 条 運営委員会は、NPO 高知市民会議理事長の求めに応じ、必要な都度、委員長が招集する。

- 2 運営委員会の開催に当たっては、委員総数の過半数の出席を必要とする。

(事務)

第 7 条 運営委員会の事務は、NPO 高知市民会議が行う。

(協議)

第 8 条 本要綱に定めのない事項については、運営委員会で別途協議のうえ、これを決定する。

附 則

- 1 この要綱は、2022 年 8 月 17 日から施行する。
- 2 この会則の施行時に選任された委員の任期については、第 5 条第 1 項の規定に係らず、2023 年 5 月 31 日までとする。